

昭和二十四年十一月十七日提出
質問第五四号

余枿問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月十七日

提出者 深澤義守

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

余枿問題に関する質問主意書

政府は、食糧管理法によつて米麦等主食を買い入れる際、農林省の定める検査規格に基いて実施していると思うが、左記についてはいかなる見解を持つているか質問する。

一 山梨県においては、米については籾一俵正味十二貫、小麦については一俵正味十六貫、大麦については一俵正味十二貫で買い上げるべきものを、全県的に米麦各、一俵につき、二百匁の余枿を入れることが慣習的に行われているが、これは政府の指令に基くものであるか。またこれは不法であると思うがどうか。

二 右の余枿は、食糧管理法が実施された昭和十七年以来戦時統制の圧迫によつて慣習的になつたのであるが、本年麦の買入の際、山梨県農業調整委員会で問題にして、農林省山梨食糧事務所は今後はこれを行わないことを確約したことによつて不法であることが明かになつたので、昭和十七年以來の余枿分は当然農民に還元すべきであると考えるが、政府はいかに考えるか。

三 右余枿を農民に還元することを政府が是認されるならば、いかなる方法で処理されるか。

右質問する。